

# 記入例

## 申立書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先)松山市長

所有者 住所 松山市三番町四丁目1番地1  
(取得者)  
現在の住所・氏名をご記入  
ください。  
添付する住民票のとおり  
に記載してください。

氏名 松山 太郎 松山  
連絡先 (089) 948-6311

このたび、私が取得しました下記家屋は、現在のところ未入居の状態にありますが、自己の住宅の用に供するものに間違いありません。

### 記

#### 1. 取得家屋の表示

所在地 松山市三番町四丁目1番地1

家屋番号 三番町四丁目1番1

2. 入居予定年月日 令和 年 月 日

#### 3. 現在所有している家屋の表示

所在地 松山市二番町四丁目7番地2

家屋番号 二番町四丁目7番2

処分方法等（該当するものに○印）

(1) 売却する

(2) 賃貸する

(3) 親族が居住する

(4) 現在が借家・間借・社宅などである

(5) その他（ )

#### 4. 入居が登記の後になる理由

【例】・リフォーム工事が6月末までかかるため、7月に入っての入居になる。  
・現在、子供が〇〇小学校に通学しており、区切りのいい年度末まで通わせ、4月から△△小学校に転入する予定。  
・当該家屋の取得資金を借りるための抵当権設定登記を急ぐため。 など

なお、証明書交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合には証明を取り消され、税額の追徴を受けても異議ありません。

別紙

## 【注意事項】

租税特別措置法による登録免許税の軽減措置は「当該個人の居住の用に供した場合」に適用されるものですが、居住の用に供した場合と同一視できる場合について、申立書による特例の適用が認められているものです。

このため、申立書による申請の場合は、入居済の申請に比べて添付する書類が増えますので、申立書の記載内容や添付する書類を、よくご確認ください。

### ●「入居予定年月日」について

予定年月日をご記入ください。

「入居が登記の後になる理由」とあわせて審査いたします。入居予定年月日が申立日から大きく離れている場合には、理由を明らかにする書類が必要となる場合があります。

ご不安な場合は、事前に資産税課までお問合せください。

### ●「現在の家屋の処分方法」に応じて添付する書類

家屋の処分方法に応じて、以下の書類の添付が必要となります。

(1) 売却する

現有家屋の売買契約（予約）書、媒介契約書等の売却することを証する書類

(2) 賃貸する

現有家屋の賃貸借契約（予約）書、媒介契約書等の賃貸することを証する書類

(3) 親族が居住する

親族用の申立書、現有家屋に居住する親族の住民票等

(4) 現在が借家・間借・社宅などである

賃貸借契約書、使用許可証、家主の証明書等の現有家屋が申請者の所有家屋ではないことを証する書類

(5) その他

入居が登記の後になることを明らかにする書類

### ●「入居が登記の後になる理由」について

可能な限り詳細にご記入ください。

「入居予定年月日」や「現在の家屋の処分方法」とあわせて審査し、場合によっては、理由を明らかにする書類が必要となる場合があります。

ご不安な場合は、事前に資産税課までお問合せください。

お問合せ先

松山市 資産税課 窓口担当

電話 9 4 8 - 6 3 1 1